事故防止のための消火器の耐用年数明記について

1・消火器にも寿命があります。

◎工業製品である以上、消火器にも経年変化による寿命があります。
製造者は、耐用年数をそれぞれの消火器に明記しています。

◎消火器は圧力容器です。設置状況や維持管理の悪い消火器、あるいは耐用年数をこえて設置されている消火器は、破裂による人身事故の危険があります。

2・消火器は定期的に点検してください。

◎耐用年数以内といえども、消防法に基づく法定資格者（消防設備士・点検資格者）による定期的な点検を受け、異常のあるものは適切な整備を行ってください。

◎設置環境の悪いところでは、容器や取扱説明書に記された耐用年数に耐えられないこともありますので、高温・多湿・腐食性ガスや潮風の当たるところでは消火器ボックスに入れる等の保護をし、特に維持管理にご注意ください。

3・消火器は一発勝負です。

◎普段は使用することなく、いったん火急の場合にはその機能が発揮されなければならないのが消火器の使命です。

◎したがって消火器は、すべて厳格な国家検定に合格したものでなければ販売できません。

4・耐用年数を過ぎた消火器は速やかに更新してください。

◎それぞれの消火器に明記してある耐用年数を過ぎた消火器は、新しい消火器と取り替えてください。

◎錆・腐食・変形などが発生した消火器は、それぞれの消火器に明記してある耐用年数以内でも新しい消火器と取り替えてください。

◎耐用年数は保証期間を意味するものではありません。

5・メンテナンスフリーの住宅用消火器について。

◎メンテナンスフリーの住宅用消火器は、国の定めにより消火器のプレート内に使用期限または使用期間の表示が義務付けられています。その期限または期間を過ぎた消火器は新しい消火器に取り替えてください。

消火器の商品特性から、維持管理の重要性は申すまでもありませんが、消費者の事故防止のため消火器の耐用年数を一般の使用者の方に周知徹底することは消火器工業会の責任と考えております。

平成8年7月

社団法人　**日本消火器工業会**

＊（社）日本消火器工業会　発行文書を転載

当カタログに掲載されている記事、写真、イラストなど文字・画像等の著作権は、ヤマトプロテック株式会社にあります。これらの情報は、「私的使用」または「引用」など著作権法上認められている場合を除き、ヤマトプロテック株式会社に無断で転載、複製、放送、公衆送信、翻訳などの利用をすることはできません。